○新宿区基本構想審議会条例

昭和60年3月30日

条例第3号

(地方自治法138の4Ⅲ)

改正 平成15年6月19日条例第39号

平成17年3月24日条例第1号

平成18年3月23日条例第4号

平成20年3月19日条例第1号

(設置)

第1条 新宿区の基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)を策定するため、区 長の附属機関として、新宿区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想等の策定に関し必要な事項を調査審議して 答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する35人以内の委員をもつて組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 区議会議員
 - (3) 区民又は区内各種団体構成員

(平18条例4・全改)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が定める。

(関係出席者の費用弁償)

- 第8条 第6条第4項の規定により審議会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。
- 2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例(昭和53年新宿区条例第8号)に定める参考人等の例による。

(平15条例39・一部改正、平18条例4・旧第9条繰上・一部改正)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平17条例1・一部改正、平18条例4・旧第10条繰上、平20条例1・一部改正)

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

(平18条例4・旧第11条繰上、平20条例1・一部改正)

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月19日条例第39号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第1号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。 ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中新宿区基本構想審議会条例第10条の改正規定

○新宿区基本構想審議会条例施行規則

平成18年3月28日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区基本構想審議会条例(昭和60年新宿区条例第3号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

- 第2条 条例第3条各号に掲げる委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 学識経験者 7人以内
 - (2) 区議会議員 7人以内
 - (3) 区民又は区内各種団体構成員 21人以内 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。